

ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第2回）

1. 日時：令和4年8月29日（月）17：30～19：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋主査、相田主査代理、大谷構成員、岡田構成員、春日構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、佐藤ブロードバンド整備推進室長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、山口電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

【大橋主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤ワーキンググループ第2回の会合を開催いたします。

本日、遅い時間にもかかわらず御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議による開催とさせていただいております。また、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいております。

まず、事務局よりウェブ会議システムの関係での留意事項をお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局の総務省事業政策課の加藤でございます。本日、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートオフにさせていただきます。

きますようお願い申し上げます。また、チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればそちらも御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ではございますけれども、事前に事務局よりお送りしたURLに再度ログインし直していただければ幸いです。

なお、本日の資料には、構成員限りの機微な情報も含まれておりますため、システムにおける表示では、傍聴用の資料を投影させていただく予定でございます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧いただきますと幸いです。

また、御発言いただく際には、当該情報の内容には具体的に触れていただきませんようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日、議題2つありまして、まず最初は、事業者のヒアリングということになっております。

本日は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度の具体的な制度設計に向けて、ブロードバンドサービスを提供している主な事業者や関係者からのヒアリングを行った後、議題として意見交換をさせていただくという形にできればと思っています。

まずは、事務局よりヒアリング事項について御説明のほうを、資料2-1に基づいてお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料の2-1のヒアリング事項について、総務省事業政策課の柳迫より説明させていただきます。

資料2-1の1ページを御覧ください。

最初に、本日のヒアリング対象事業者ということで、NTT東西、KDDI、ソフトバンク、日本ケーブルテレビ連盟の4者から、開催要項の検討事項に沿って、今回と次回のワーキンググループでヒアリングをさせていただきます。

今回のヒアリング項目が、2ポツ目の①、②でございます。最初に、第二号基礎的電気通信役務の範囲でございます。ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会では、この第二号基礎的電気通信役務として、FTTHとケーブルテレビのHFC方式が念頭に置かれたところがございます。今後は人口減少が進む中、全てを光ファイバー等で整備していくというのが現実的に難しいエリアも考えられますので、そうしたエリアの補完的な役割と

して、これまでも無線の扱いについて議論されたところがございます。そういった観点も踏まえまして、このF T T H及びH F C以外に想定される役務の有無について御議論いただきたいと思っています。

①の2ポツ目でございます。卸電気通信役務や卸先事業者に対する役務の取扱いでございます。電話につきましては、もともと設備の設置主体とエンドユーザーへの役務の提供主体というのが、同一の事業者により提供されておりました。ブロードバンドの中でも、このF T T Hサービスにつきましては、2015年2月にN T T東西による光サービス卸の提供が開始されたこともございまして、設備の設置主体と役務の提供主体が異なっている中で、このような卸電気通信役務、卸先事業者の提供する役務をどのように考えるかというところがポイントになります。

②は、事業者規律の在り方でございます。基礎的電気通信役務につきましては、適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、電気通信事業法では、契約約款の届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等が規定されているところがございます。

そのような中、1ポツで、当面の品質基準として、名目速度で設定する場合の通信速度についてどう考えるかというところがポイントになります。これまでの研究会では、ネットワーク等を安定的に利用可能とするために、例示としまして、上り下りの名目速度を30M b p s以上とすることが示されているところがございます。

②の2ポツ目、事業区域の変更登録・変更届出でございますけど、このブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス制度の支援区域につきましては、町字単位を念頭に、これまで研究会でも議論されてきたところがございます。この支援区域というのは、基本的には1者提供地域が前提で、この区域での競合の有無を行政が確認できる仕組みとしまして、電気通信事業法では登録・届出の中で業務区域を確認していくことになっておりますけど、これを町字単位で把握していくことが今後必要になってきます。この場合、事業者側、行政側、どちらにおいても、この町字単位で把握していくというところに非常に負荷がかかるところがございますので、手続の緩和の在り方をどう考えるかというところがポイントになります。

最後、②の3ポツ目でございます。こちら、研究会の報告書でもブロードバンド未整備地域の解消や民設移行等を国、自治体、事業者が連携して進めていく上で、道筋を明らかにするために、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表を求めることが適当とされておりますので、そういった点につきましても、今回のヒアリ

ングで御議論いただきたいと思っております。

残りの項目の、③の一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方、④の交付金・負担金の算定の在り方、⑤のその他につきましては、次回のワーキンググループにおいてヒアリングを実施予定でございます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局から今御説明あったヒアリング項目について、早速ヒアリングを始めさせていただきたいと思えます。お時間限られているということですので、まず、ヒアリング、本日もお越しいただいている4者の方々、続けてヒアリングさせていただいて、後ほどまとめて質疑、あるいは意見交換の時間を取らせていただければと思っております。プレゼン時間については、各者から最大で10分、お時間いただけるということをお願いをしている次第でございます。

それではまず、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社より御説明、御準備よろしければお願いいたします。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本、井上でございます。NTT東西を代表しまして、私のほうから御説明申し上げます。本日は、プレゼンの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ページめくっていただきまして、2ページでございます。

はじめにということで、当社の全体的な考え方について述べさせていただきます。当社は、新たに創設される制度を通じまして、広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同いたします。

その上で、これまでも繰り返し述べておりますことですが、FTTHサービスを安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、現在FTTHサービスを提供していないエリアにおきましては、国、自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、今後、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組むというふうに考えてございます。

なお、将来を展望いたしますと、6Gや衛星コンステレーションなど、新技術の進展が見込まれていることも踏まえまして、技術・社会環境の変化に応じまして、今後も引き続き制度を柔軟に見直していく必要があると、このように考えておるところでございます。

以降、ヒアリング項目について御説明申し上げます。3ページでございます。

第二号基礎的電気通信役務の範囲でございます。まず、1、2の後の1つ目のポツでございますが、前提として、役務の対象、それに対する規律、それに対する支援、こちらの3点は、それぞれの観点で議論する必要があると、このように考えてございます。第二号基礎的電気通信役務の対象としましては、F T T HやC A T Vを前提としつつも、将来的な利用者のニーズ、あるいは利用形態の変化、技術の進展によるサービスの多様化等を踏まえつつ、柔軟に検討・運用されることが望ましいと、このように考えてございます。

そのうち、事業者への規律、これにつきましては、それぞれの規律の政策目的に合わせて必要最小限のものにすることが適当ではないかと、このように考えてございます。

また、交付金による支援という観点でございますが、こちらにつきましては、設備設置事業者が提供する役務、これを第二号基礎的電気通信役務の対象とする必要があると、このように考えてございます。

1ページおめくりください。事業者規律の在り方についてでございます。

事業者への規律でございますが、事業者への負担も考慮しつつ、それぞれの規律の政策目的に合わせて必要最小限とする必要があると考えてございます。

1つ目として、通信速度の設定についてでございますが、ブロードバンドサービスを利用する際の通信速度、こちらにつきましては、アクセス回線を含めたネットワークだけではなくて、利用者の利用環境やI S Pの事業者のネットワークなどにより大きく変動するものでございますので、名目速度をベースとせざるを得ないと、このように考えてございます。

2つ目でございますが、業務区域の変更登録・変更届出の手續につきましてでございますが、業務区域は日々変動するものでございまして、事業者及び行政の手續稼働の効率化という観点から、交付金申請と併せて、年度ごとに事後届出とすることで十分ではないかと、このように考えてございます。仮に、それ以上の頻度で届出を行う必要があるのであれば、システム等による届出を可能とさせていただきたいと、このように考えてございます。また、町字単位での業務区域の届出に当たり、省令等の規定内容によっては、既存の業務区域、これを規定に沿って把握し直す必要が生じると、このように考えてございまして、その場合には、相応の準備期間が必要となるというふうと考えてございます。

3つ目でございますが、不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表でございます。当社は、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく、このように考えてございますが、自治体による整備事業に

において当社がその役務提供事業者指定された場合、あるいは自治体により整備された設備を当社が譲受する、譲受けすることが決定した場合には、当該事業計画の計画が確定し、必要な手続、準備が整い次第、速やかにこれをサービス提供計画として公表していく考えということでございます。

1枚おめくりください。事業者規律の在り方で、その他の論点としまして、ブロードバンド収支の公表ということで書かせていただいております。収支公表につきましては、事業者間、各電気通信事業者間で会計年度が異なっていると。そういうことも考慮する必要があるのではないかと、このように考えてございます。また、収支の公表に当たりましては、一定の準備期間をいただきたいということに加えまして、例えば2023年6月以降といった、会計年度の途中、中途からでは、精緻な会計整理はなかなか難しいということも御理解いただきたいと、このように考えてございます。

簡単でございますが、NTT東西からは以上でございます。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど意見交換をさせていただければと思いますので、次に進みたいと思います。

次は、KDDI株式会社でございます。御準備よろしければ、御発表のほうよろしくお願いたします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。それでは、資料2-3で御説明させていただきます。

まず、目次をおめくりください。今回いただいているお題、2点ありますが、まず、はじめにで、お題の中でも特に申し上げたいことをまとめて先にお話しさせていただきまして、その後、2つのお題ごとに補足的に詳しくお話をしたいと思います。

それでは、スライドの4をおめくりください。

まずはじめにでございますが、政府の目指すデジタル田園都市国家構想の実現のためには、光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備・維持が重要と考えます。したがって、有線ブロードバンドサービスの維持が困難な不採算エリアに対して、交付金制度を通じてサービスの維持を支援することに賛同いたします。携帯ブロードバンドサービスにつきましては、これは研究会の最終取りまとめで整理されましたとおり、2つの理由、つまり、①テレワーク、遠隔教育、それから遠隔医療などを継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること。2点目として、競争を通じて全国的なサービス提供が確保されること。この2点から、基礎的電気通信役務に位置づ

けず、新たな交付金制度の対象としないということに賛同いたします。

続きまして、スライドの5をおめくりください。こちらは、ラストリゾートの責務に対する考え方でございます。

有線ブロードバンドサービスは、国民生活に不可欠であるために、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものであることから、その提供を制度で確実に担保するためには、セーフティーネットとしてのラストリゾート責務が必要であると考えます。

不採算地域において、これを支える光ファイバーの新たな敷設・維持をラストリゾート責務として制度的に担保するには、公社時代に独占整備された全国規模の局舎、電柱、管路などの線路敷設基盤を承継し、そして政府出資の特殊法人として、特別な公共的な役割を担うNTT東西が、当該責務の担い手として最もふさわしい、適切であると考えます。

今般、ラストリゾート責務制度化を行わない場合であっても、最低限の制度的担保を図るため、NTT東西の不採算地域、特別支援区域になりますでしょうか、の提供計画の公表は、これはNTT法第12条の事業計画の対象として認可事項とすることが必要ではないかと考えます。

続きまして、スライドの6をお願いします。こちらは、事業者規律に対する考え方でございます。

ブロードバンドサービス、これはNTT東西による公社時代の独占的提供が前提であった固定電話、これとは異なりまして、多種多様な主体が提供されています。初めから競争を通じてサービスの品質などの提供条件の向上、あるいは利用者料金の低廉化等が実現されてきているというふうに考えます。こうした固定電話とか市場環境が異なることに留意しまして、基礎的電気通信役務の利用者規律を課す場合でも、競争地域のブロードバンドサービスに対しても一律に規制を課すのではなく、必要最小限の範囲に限定すべきであると考えます。具体的には、利用者、お客様にとって選択肢がなく、制度による特別な支援を受けて提供されるサービスの料金、つまり、基金の補填を受ける適格事業者のサービスについて、約款規制などの規律により利用者利益を確保するというのが必要であろうと考えます。

次のスライドからはヒアリング事項でございますが、これは今申し上げたことと重なる部分がありますので、この部分は省略しながら御説明いたします。

それでは、スライドの9をお願いいたします。

こちらが、一部先ほどの繰り返しになりますが、光ファイバーなどの有線ブロードバン

ドサービス、これはテレワーク、遠隔教育などの利用の前提となる不可欠なものであるということで、総務省の光ファイバーの整備方針、あるいは整備計画では、2027年度末までに世帯カバー率99.9%が目標とされているところでございます。ですから、まずは、この本目標の達成に向けて、第二号基礎的役務の範囲、これはF T T H及びケーブルテレビインターネットの内のH F C方式に限定すべきであると考えます。

続きまして、スライドの10をお願いいたします。こちらは、無線の活用についてのスライドでございます。

極限的な不採算地域において、固定無線などを極めて限定的に活用することはあり得ると考えます。ただし、電話におけるワイヤレス固定電話の扱いと同様に、例外的措置として今後の光ファイバーの整備率の状況、あるいは交付金制度の効果などを踏まえて検討すべきと考えます。携帯ブロードバンドサービスにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、省略いたします。

ここから先のスライド、11、12、13、こちらは参考資料でございます。これは、交付金による支援と、それから競争補完の考え方を整理したものですので、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして、スライドの15をよろしくをお願いいたします。こちらが、卸役務の提供元と提供先の考え方についてでございます。

最終取りまとめのとおり、少なくともアクセス回線の設備設置事業者に規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供は確保されると考えます。また、卸先事業者がこの交付金制度による支援を行っても、回線設備の維持は図られないということから、卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを基礎的役務として位置づけないということは、これは適当であると考えます。

この下のポンチ絵でございますが、3階建てみたいに見える一番下の平行四辺形、これが設備設置事業者の提供エリアをイメージしています。一番上の屋根みたいのところ、これが卸先事業者の提供エリア、これはつまり、分かりやすく言えばN T T東西の提供エリアがそのままコラボ事業者の提供エリアになっていると、自動的にそうなるというところでございます。

御覧いただきたいのは、この真ん中の少し小さな平行四辺形、少しオレンジ色に色を変えているところでございます。こちらが接続事業者、弊社がN T T東西のシェアドアクセスだとかダークファイバーを使ってF T T Hを提供しておりますが、こういった接続事業

者の提供エリア、これは少し小さくなっておりますけれども、この点について次のスライドでもう少し説明したいと思います。

ページをめくっていただきまして、スライドの16をお願いします。

N T T東西の加入光ファイバーを接続で利用して提供するサービスについても、以下の理由から、卸電気通信役務と同様に、基礎的電気通信役務として位置づけないことが適当と考えます。これは、一言で言えば卸と同じ理由であるというふうに考えます。①、②と書かせていただいておりますけれども、交付金、要は基金による補填の構造の観点からは、これは卸も接続も同じなんです。ここに書いてあること、接続ということ卸と読み替えていただくとそのまま読める文章になっておりますので、理由は同じというところでございます。

続きまして、スライドをめくっていただきまして、スライドの19、事業者規律の在り方の中の通信速度の設定についてでございます。上り・下りの名目速度30M b p s以上の基準、これはF T T Hでは問題ないと認識しております。一方、ケーブルテレビインターネット、H F C方式の場合は、上りの速度に課題があると認識しております。当該通信速度の設定によって、地域のC A T V事業者が必要な支援をもし受けられずに、この有線ブロードバンドサービスの維持が図られないとなると、これは問題であると考えますので、ケーブルテレビインターネット、H F C方式につきましては、将来の光化等は見据えつつも、当面は実態を踏まえた通信速度の設定を検討すべきではないかというふうに考えます。

続きまして、スライドの20をお願いします。こちらは、変更登録・届出、町字単位での登録・届出のお話でございます。

最終取りまとめでは、これは交付金の支援対象となる支援対象区域、これは次の手順で指定すると整理されています。まず最初に、高コスト地域を特定し、次に、その中から1者のみ提供する地域を判定すると。その判定のためでございますが、高コスト地域を業務区域に持つ事業者、下の絵でいうところの右側のほうの黄色と、それからピンク色のBとC、これが高コスト地域をイメージしたものでございます。こういった事業者については、町字単位での届出が必要となると。それ以外の地域で提供する事業者、つまり、これは左側の絵を見ていただきまして、特に緑色のA社、これは高コスト地域以外と。これは、1者判定の必要がないので、届出等は不要であると。つまり、高コスト地域の中のBとCの重なっている部分を特定するというところが目的ですから、Aというのはもともとその判定が必要ないというふうに考えて、届出は、Aについては不要とすべきと考えます。

続きまして、スライドの21でございます。こちらは、タイミングの話でございます。

この業務区域を町字単位とするのであれば、これらの事業者の負担軽減の観点から、有線ブロードバンドサービスに関するこの区域の変更、これは軽微な変更に該当するものとして、事後届出、しかもそのタイミングは年に1回で支障はないのではないかとというふう to 考えます。

最後、スライドの22でございますが、こちら、ラストリゾートに関するものですが、これは先ほどはじめにの中で申し上げたとおりの内容ですので、ここでは省略させていただきます。

弊社からの御説明は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど意見交換させていただければと思います。

続きまして、ソフトバンク株式会社より、ヒアリングのほうをお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクです。それでは、資料2-4に基づきまして御説明いたします。

1枚おめくりください。1ページ目、本日、弊社から御説明する内容でございますけれども、初めに項番1、2で基本的な考えを御説明し、項番3以降で各論を御説明いたします。

1枚おめくりください。まず、ユニバーサルサービス制度検討の前提となる基本的な考えでございます。

1枚おめくりください。3ページ目でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の在り方についてですが、通信基盤の整備は、競争による促進が第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の1つとの認識です。すなわち、左下でございますとおり、料金低廉化であるとか、提供地域の拡大等の利便性の向上につきましては、競争での解決が最優先であり、ユニバーサルサービス制度は、この競争で救済できない部分を補完するものとの認識でございます。

1枚おめくりください。4ページ目ですけれども、前ページの考え方は、こちらにもございますとおり、包括的検証の最終答申にも記載があるという御紹介でございます。

1枚おめくりください。5ページ目、制度検討における基本的な考え方でございますが、こちら、競争への影響を最小限とすべく、補完的措置としての制度上の手当てというのは必要最小限とすべきではないかと考えております。今回のヒアリング範囲でございます第

二号基礎的電気通信役務の範囲につきましては、規律等の効果を生じさせる必要がある最小限の範囲であるべきで、事業者規律につきましては、制度の目的達成のために必要な範囲と程度の規律であるべきと考えております。

1枚おめくりください。

次に、ブロードバンドの基礎的電気通信役務化に関する件でございます。

1枚おめくりください。7ページ目でございますけれども、ブロードバンドの基礎的電気通信役務化につきましては、下記の3要件に基づく検討が必要と考えております。右側にもございますとおり、従来基礎的電気通信役務の3要件は、不可欠性、低廉性、利用可能性とされているところであり、これらに基づく検討が必要なのではないかと考えております。

1枚おめくりください。8ページ目、制度手当ての方向性でございますけれども、3要件の取扱いにつきましては、包括的検証の中間答申で考え方が示されており、具体的には、国民生活にとって不可欠なサービスを対象とした上で、低廉性と利用可能性を実現しようとするものとされております。一方で、右側にもございますとおり、今回のブロードバンドの基礎的電気通信役務化の検討契機でございますけれども、条件不利地域等の基盤の維持・更新等に大きな財政的負担が生じており、ブロードバンドサービス基盤の持続可能性を確保していく観点からは、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきと、こういった考え方が示されたことによるものと理解しております。

したがって、今回の検討につきましては、下の赤吹き出しで書きましたとおり、条件不利地域における低廉性、利用可能性の実現に焦点を当てる必要があると考えております。

1枚おめくりください。次に、第二号基礎的電気通信役務の範囲についてです。

1枚おめくりください。10ページ目、範囲の検討に当たり考慮すべき点でございますけれども、こちらの範囲の検討に当たって考慮すべきは、下記2点と考えております。

1点目は、交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務であること。2点目は、基礎的電気通信役務化の効果としての事業者規律が必要な役務であることです。

1枚おめくりください。11ページ目、交付金による補填の必要性がある・対象となり得る役務でございますけれども、これは不可欠なサービスとしての要件を満たすだけでは不十分で、さきのような条件不利地域の実態を踏まえ、維持の観点で救済が必要な役務が含まれるように設定すべきと考えております。この点を踏まえて、研究会では、FTTH、

CATVインターネットのうちHFC方式との考えが示されたものと理解しております。

1枚おめくりください。12ページ目につきましては、過去の制度運用の実績でございますけれども、過去、競争による安定したサービス提供がされており、加えて補填の対象とすることが不適當な義務というのは、基礎的電気通信役務から除外されております。具体的には、右下にも記載のとおり、基礎的電気通信役務から市内通話が2006年に除外されています。これは、すなわち、赤吹き出しに記載のとおり、補填対象になり得る役務のみ基礎的電気通信役務になり得るものと理解をしております。

1枚おめくりください。13ページ目でございますけれども、次に、事業者規律が必要な役務についての観点です。2004年に、利用者に利益が最大限還元されることを目指しデータリフ化されており、相当な必要性がない限り約款の届出義務を課すべきではないと考えております。

1枚おめくりください。14ページ目でございます。その点、適格電気通信事業者は、交付金を受け取る立場でございますので、料金・提供条件の適正性確認のための約款届出義務を課すことは適當と考えております。

加えて、吹き出しにもございますとおり、競争の期待できない条件不利地域については、「低廉性」「利用可能性」確保のために、適格電気通信事業者になり得る事業者についても、このような義務を課すことは一定の合理性があるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。15ページ目は、現に競争が起きている地域での約款届出の必要性について述べたものです。

こちらの図でございますけれども、これは競争地域の卸先事業者を含むF T T H市場構造の概略を示したものでございます。

1枚おめくりください。16ページ目の、この図の下の青点線で囲った部分でございますけれども、この部分につきましては、我々としては、競争による「低廉性」「利用可能性」の確保が期待できるところである以上、約款の届出までは求める必要性はないのではないかと考えております。その意味で、少なくともN T T東西の卸先事業者のサービスは、必ず競争環境にあり、適格電気通信事業者にもなり得ないため、約款届出を求める必要性はないのではないかと考えております。

1枚おめくりください。17ページでございます。

一方で、競争地域における「低廉性」であるとか「利用可能性」確保のセーフガードの意味も含めて、N T T東西のF T T Hは基礎的電気通信役務とする必要があるものと考え

ております。こちらの下の米印にもございますとおり、NTT東西のFTTHにつきましては、現時点でも事業法20条に基づき、指定電気通信役務として保障契約約款の届出義務・効果が生じており、さきに述べたセーフガードの役割というのが機能している認識ではございますけれども、今回NTT東西を補填の対象とするためには、こちらを基礎的電気通信役務とする必要があるものと理解をしております。

なお、現在も、コラボ卸、サービス卸を利用しない、NTT東西が直接的に利用者に提供するFTTHについても依然として一定のシェアがあり、ウェブサイト等でも新規契約受付は行われている認識でおります。

1枚おめくりください。18ページ目は研究会の整理でございますけれども、研究会においては、卸先事業者に対する規制は不要とし、基礎的電気通信役務とする必要はないとされておりました。さきに御説明の理由、背景により、我々としては、この研究会の整理は適切なものだと考えております。

1枚おめくりください。19ページ目でございますけれども、このように、卸先事業者を対象外とする省令上の措置が可能かという点につきましては、音声伝送役務における基礎的電気通信役務の範囲を定める省令におきましては、卸先事業者の役務は対象外とされている認識でございますので、同様の措置が可能であり、かつ、整合性があるものではないかと考えております。

1枚おめくりください。以上、これまでの当社の主張に基づけば、データリフ化の下で約款届出を求められる役務は下記のとおりとなります。もともと約款届出義務のある役務は、ここに記載のとおり限られており、第二号基礎的電気通信役務についても相応の理由を有するものに限られるべきと考えております。

1枚おめくりください。ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表についてです。

1枚おめくりください。22ページ目でございますけれども、ブロードバンドインフラの交付金支援による維持のためには、条件不利地域の設備設置事業者に対し、今後何年続けられるのか等の計画・見込みを提示させて、未整備エリアとなる可能性を明示させることが有効と考えます。もともと適格電気通信事業者は、事業者の申請に基づくものでございますので、公表情報に基づき、救済を行える民間事業者の出現を期待することが制度の趣旨と合致するのではないかと考えております。

1枚おめくりください。23ページでございます。

一方で、そのような救済者となり得るような事業者が存在するののかという点につきましては、全国規模の線路設備基盤を有するNTT東西に、ある程度頼らざるを得ず、NTT東西におかれては、維持限界エリアを積極的に救済する役割が期待されると考えており、その意味で事業計画認可等における方向づけも有効と考えております。

1枚おめくりください。24ページ目、第二号基礎的電気通信役務として求める品質、通信速度の設定です。

1枚おめくりください。25ページ目でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の趣旨が、競争のほか、地理的格差の是正という点を踏まえれば、競争地域で提供されているサービスが基本的に満たす基準というのが適切と考えております。ただ、具体的な数値は、地域の実態を踏まえて検討が必要と考えております。

最後のまとめは、当社の主張をまとめたものですので、割愛させていただきます。

説明は以上です。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど意見交換させていただければと思います。

最後となります。お待たせいたしました。一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から、御説明のほうをお願いできればと思います。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 日本ケーブルテレビ連盟で副理事長並びに通信・放送制度委員会の委員長をしております、愛媛CATVの宮内でございます。よろしく申し上げます。

このたびは、有線ブロードバンドのユニバーサル制度に関する意見について説明をさせていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。本日は、地域にブロードバンドサービスを提供するケーブルテレビ事業者の立場から説明をさせていただきます。

早速説明に入らせていただきます。右下、2ページ目を御覧ください。

ケーブルテレビの概要について、簡単に御説明いたします。

ケーブルテレビは、1955年に、地上放送の難視聴対策として誕生いたしました。ケーブルテレビ事業者は、地上放送や衛星放送の再放送を行うとともに、ブロードバンドなどの通信サービスを一体的に提供しております。

3ページをお願いします。ケーブルテレビの加入数について説明いたします。

ケーブルテレビ業界の加入世帯数は3,117万世帯であり、国内の約半数の世帯がケーブルテレビに接続されています。日本ケーブルテレビ連盟には、全事業者のうちの約75%が加盟しており、その総接続世帯数は2,755万世帯になっています。このうち、インターネット

トを提供しているのは約1,000万世帯であり、総世帯の約6分の1となります。

4ページをお願いします。ケーブルテレビのネットワーク構成となります。

大きく分けて、お客様宅までエンド・ツー・エンドで光ファイバーで接続するF T T Hと、光ファイバーと同軸ケーブルを併用するH F Cの2方式になります。補助金等の支援をいただきながら、順次F T T Hへ切替えを推進しておりますが、まだ契約の半数以上がH F Cとなっております。

6ページをお願いします。本日は、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律の在り方について、それぞれここに示しますページのところで御説明させていただきます。

7ページをお願いします。まず、F T T H及びH F C以外に想定される役務について説明をさせていただきます。

第二号基礎的電気通信役務の範囲については、有線ブロードバンドを原則としつつも、ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点や、5 Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質である無線ブロードバンドについては、より積極的な活用がなされるべきと考えます。C A T V業界では、ローカル5 Gや地域B W Aなどの取組を進めておりますので、ラストワンマイル部分で、固定無線（F W A）を活用してユニバーサルサービスを確保することの検討をお願いします。

一部のC A T V事業者では、不採算地域の通信手段として、地域B W Aや加入者向けのF W Aとしての認証つきW i - F iを活用している事例があります。ローカル5 Gについても積極的に進めており、実証事業にとどまらず、商用のF W Aサービスを開始した事業者もある状況です。

8ページをお願いします。このページでは、愛媛C A T Vにおいて、集合住宅向けにローカル5 Gを活用したF W Aサービスを提供している例を示しています。

写真の中央付近の基地局から松山市の富久団地の住民向けに、超高速ブロードバンドサービスを提供しております。

9ページをお願いします。次に、卸先、卸元事業者により提供される卸役務の扱いについてです。

C A T V事業者の中には、自前で設置した回線設備を用いた有線ブロードバンドサービス提供に加え、光コラボなどの光卸を用いたり、ドコモ光タイプCなどで回線提供を行う事業者が一定数存在します。また、N T Tシェアドアクセスによる接続方式を利用している事業者や、フレッツ向けのI S Pサービスを提供している事業者もいます。これらの事

業者にとって、自前、卸先、卸元などの回線保有の違いにより規律の在り方が異なる可能性があるとして理解しております。しかしながら、新たに課される規律は必要最小限の範囲に限定すべきであり、回線の保有の有無に関係なく、収益などの事業規模や有線ブロードバンド全体の総契約数に対するシェアを基準として、規律の適用の有無を判断することを要望いたします。

10ページをお願いします。事業者規律の在り方として、通信速度の設定についてです。

現在、技術基準の例として、名目速度上り下り30Mbps以上が挙げられています。しかしながら、HFCは上り下り非対称のサービスであり、下り速度を重視した構成のため、上り名目速度30Mbpsを満たすことが難しいです。ケーブルテレビ業界におけるブロードバンド契約数の半数以上の約530万契約がHFCですので、多数の契約が技術基準を満たさない可能性があります。特に、地方というより、むしろ都市部のケーブルテレビがHFCになっている傾向にあります。

また、FTTHにおいても、集合住宅の棟内を既存の同軸を用いてサービスを提供する場合などは、名目速度上り30Mbpsを満たすことが難しいケースもあります。日本ケーブルテレビ連盟の会員事業者に対するアンケートによる実態調査の結果においても、上り名目速度30Mbps未満のエリアがあるとの回答が多数ありました。

このような状況に加え、現状でもサービス利用に支障がないこと、固定系超高速ブロードバンドの定義において上りの速度が規定されていないことなどから、技術基準では下り名目速度のみとするなどの配慮をお願いいたします。

11ページをお願いします。このページは、日本ケーブルテレビ連盟の正会員オペレーターに対するアンケートにより、上り名目速度30Mbpsに満たないエリアの実態調査を行った結果の概要を示しています。構成員限りの情報とさせていただきますので、後ほど御参照いただければと思います。

12ページをお願いします。このページでは、参考情報として、HFCにおける上り通信に関する周波数の帯域幅、周波数の割当て例などの技術的な情報をお示ししています。

時間の関係で説明は割愛いたしますが、後ほど御参照いただければと思います。

13ページをお願いします。次に、業務区域の変更登録・変更届出の手続についてです。

交付金制度との整合性の観点から、行政がそれぞれの地域のサービス提供事業者の提供実態や適格事業者の確認をするために、事業者に対して町字単位で業務区域の登録・変更届出の義務が設定されると理解しています。しかしながら、都市部など明らかに複数の事

業者が競合する地域においては、そもそも交付金の支援対象地域にも該当しないと思われる。このため、登録・変更届出によって競合地域が明確となった場合には、将来的に届出を省略するなどの配慮を要望します。

また、町字単位の世帯数が国勢調査により開示されているとはいえ、町字の区切りと敷設回線の区切りが一致していない場合があるので、町字単位で正確にサービス提供可能な世帯数をカウントして登録・変更の届けをすることは容易でないと考えます。このため、業務区域の登録・届出義務を町字単位で行うことについては、事業者の手間を軽減するために、町字単位のサービス提供可能な世帯数を簡易に指定できるシステムを準備するなどの配慮を要望します。

14ページをお願いします。最後に、不採算地域の整備・維持計画の公表について御説明します。

NTT東西が固定電話のサービスを提供するために構築した局舎、管路や洞道等は有線ブロードバンドでも活用できることなどから、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供を確保するためには、NTT東西に期待される役割は大きいと考えます。このため、NTT東西に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する整備・維持計画の公表を求めることは適当と考えます。また、特別支援区域の適格電気通信事業者についても、交付金を用いて事業を行うことから、同様に計画の公表は行う必要があると考えます。また、不採算地域の整備・維持計画の公表は、ブロードバンド事業者に一律に適用されるものではないと理解しています。

私からの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

【大橋主査】 御説明ありがとうございました。

それぞれの事業者の皆様方、大変丁寧に御説明いただきまして、御礼申し上げます。たくさん論点いただいておりますが、本日ヒアリング項目としては2点ということですので、その2点に限って、本日御出席の構成員の皆様方から、質疑なり御意見賜ればと思います。残り40分ですので、それぞれの論点について20分ずつということで配分させていただければと思います。

まず、最初のヒアリング項目の1つ目は、第二号基礎的電気通信役務の範囲についてということで、それぞれの事業者の皆様方から御意見を賜ったところでございます。この論点に関して、御質問なり御意見なりございましたら、構成員の方々から御発言いただければと思います。チャット欄で御発言の意思をいただければ、私のほうから指名をさせてい

ただきたいと思います。

それでは、早速ありがとうございます。林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林です。皆様、御説明ありがとうございました。今回のワーキングの議論の方向性として、事業者に過度に負担をかけないように、第1にその制度の簡素化という点に留意しながら、他方でその負担の公平性をどう図っていくのかという点がポイントなのかなと思ってお聞きしました。

私からは、論点の1つ目の第二号基礎的電気通信役務の範囲の在り方について、前回のブロードバンド基盤の在り方に関する研究会の最終取りまとめの議論から少し時間が開きましたので、ちょっとその振り返りを行いながら若干の意見を述べたいというふうに思っています。

ヒアリング項目の①の2ポツ目の論点なんですけれども、最終取りまとめの3ページ、報告書の3ページに、自ら回線を設置しない事業者がそのほかの事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを基礎的電気通信役務に含めない理由について2点記載がありまして、ちょっと確認したんですけども、1つ目は、その卸元に対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、公平かつ安定的な役務提供の選択肢が確保されるという点。2つ目は、検討会で交付金制度を中心に議論したということを理由に挙げています。

しかし、第1の理由なんですけれども、私も含めて最終利用者からすると、自己設置であろうと接続であろうと、あとまた卸役務であろうと、ブロードバンドのサービスの利用という点には変わりはなく、最終的に御負担をお願いすることになる、その利用者の目線からすると、提供形態でユニバ規律を変えるというのは必ずしも道理に合わないんじゃないかというふうに思っています。

また、その2つ目の理由に対しては、確かに前回までの検討会では交付金制度を中心に議論してきたのは確かだと思うんですけども、だからといって、そのことを理由に大元のユニバの規律の在り方を議論するというのは、ある種、主客逆転した議論になっているんじゃないかというふうに思っています。その制度全体を俯瞰してみると、ユニバの規律の在り方というのが言わば1階部分で、交付金制度というのは、そのユニバの規律の土台があってその上に乗っかっている2階部分の議論ですので、2階の議論から1階の議論をするのは、その制度の根幹となっている基礎的電気通信役務の考え方をゆがめるおそれがあるって、将来に禍根を残すというふうに思います。

そういう次第で、この最終取りまとめというのは、同じ総務省が出した報告書でありま

すけれども、卸先を基礎的電気通信役務の範囲から外すということの理由づけについて不十分だというふうに私は思っております、卸元を規律すれば足りるとされている点について再考する必要があるというふうに思っています。むしろ、本ワーキングで検討会の議論でやや手薄だったと思われ、ユニバの概念とか理念から解き起こして、やや迂遠かもしれないんですけれども、その点から議論することが必要ではないかというふうに思います。その土台がないと、その上に乗っかる交付金制度もユニバの制度というふうに位置づけることができなくて、単なるネットワークインフラの維持費用の補填制度みたいなものに出してしまうおそれがあると思いますので、結論としましては、ちょっとまとめますと、以上述べた点に関するブロードバンド基盤研究会の結論というのは、必ずしも適切じゃなかったというふうに思っています。

それから最後ですけれども、①の1ポツ目については、KDDIのプレゼンにもありましたように、極度の不採算地域なんかの限定的な状況下では固定無線アクセスの活用を図るべきだというふうに思っています。

以上のように思っているんですけれども、もし事業者様のほうで補足的な説明がありましたら御回答いただきますとありがたいと思っております。

すいません、長くなりましたが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。最初の点は御意見として賜って、各事業者について何か伺いたい点があればと思うんですけど。

【林構成員】 もし何かそれについて、反論を含めて何か議論があればお寄せいただいで、基本的には意見ということでお受け止めいただければと思います。

【大橋主査】 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、続いて三友構成員、お願いいたします。

【三友構成員】 ありがとうございます。今、林構成員が①の2についてお話しされましたので、私は①の1についてお話をさせていただきたいと思っております。

今回、4者のお話を伺いまして、無線系の扱いについてかなり明確に分かれたように思います。NTTの御発表では、比較的技術に対して柔軟な内容だったというふうに記憶しておりますし、CATV連盟についてはFWAをぜひというお話でございました。他方、KDDIに関しては携帯は除外せよということ、ソフトバンクも同じような趣旨のことをお話しされたと思うんですけれども、これまでの過去の議論において、私自身は技術中立性ということを主張していたところではあるんですけれども、取りまとめに当たっては、

光あるいはHFCを中心にとすることで全体がまとまったわけですが、ただし、やはりラストワンマイルのところの問題というのはかなり今後重くのしかかってくるというふうに思います。

KDDIとソフトバンクにお伺いしたいんですけれども、FWA的な利用であっても、無線を利用することに対して反対なのか、それとも、御社が提供しているサービスに関わる場所でなければ問題がないのか、そのところをちょっとはつきりさせていただければと思います。

私は以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかの構成員の先生方で御発言ありますでしょうか。藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。今、三友構成員の御発言のところに対して少し補足で質問したいことがありましたので、発言させていただければと思います。

愛媛ケーブルテレビ、日本ケーブルテレビ連盟から、固定無線ブロードバンドということで、無線ブロードバンドが補完的に使えるというお話があったかと思います。これについては、光で不採算地域になったときに交付金が膨らんでしまうというものを防ぐためにも、無線の活用というのは将来的に検討しなければいけないことだと思っていますし、それがうまくいくのであれば、基礎的電気通信役務とする価値はあるのではないかと思います。一方、以前の研究会の議論では、無線を使ってしまうと安定性が損なわれるというようなオブザーバからの意見なども多く、除外した経緯があったかと思います。

そこで、日本ケーブルテレビ連盟にお聞きしたいのは、この固定無線を活用することに対して、その安定性というのがもう十分確保できると考えているのかどうかというところを教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。この2点について、質問内容は他の構成員方と似たり寄ったりではあるので、特に①のところは、ローカル5Gや地域BWAを使った固定無線、FWAの利用について積極的に賛成の意を示されたケーブル連盟、ここは前向きに検討すべきだと思うんですが、藤井構成員もおっしゃっているように、携帯の不安定性の指摘と整合するのかどうか、反しないのかどうか、ちょっとそこら辺は改めて検討の必要

があるかなという気はいたしております。

②のほうなんですけれども、ソフトバンクの資料で、14枚目のところで、改正電気通信事業法の19条の規定がございます。ここは、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は」という主語でスタートしております、ここのソフトバンクのコメントは、「適格電気通信事業者は」という限定をされていると。実際に今の交付金をもらうのは適格電気通信事業者ですが、19条そのものの規定というのは、基礎的電気通信役務の提供をする者全てということなので、ここは主語がちよっと違っちゃっているということについて、気になるというか、卸も19条に含まれると解すべきなんだと思うんです。

その意味でいうと、林構成員が、前回の報告書の根拠づけにはやはり再検討すべきことがあるのではないかとということ、実は私もほぼ軌を一にして考えているということでありまして、特にその自己設置の小規模事業者にも約款規制をかけるということを見ると、やっぱりシェアを少し見て判断するという必要だろうと思います。

それから、加えて1点若干気になるのは、ソフトバンクが、16枚目で、卸については競争による低廉性、利用可能性の確保を期待できると。利用可能性はいいんですけれども、低廉性については、実は卸の下方硬直性、価格があまり下がらないということということなので、ほかの研究会では随分課題にしてまいりました。これは音声卸を含めて、透明性とか、それから低廉性ということについては、卸は十分規制がかかっていないこと、相対取引であるということもあって規制がかからない取引形態でもあって、価格が下がりにくいのではないかと懸念を持っているという観点からすると、確保が期待できると書かれるとちよっとなという気がして、その意味でも、利用者利益に対する影響を考えると、直接の契約が卸先と利用者との関係での約款契約だということを見ると、ここはやはり約款規制を卸先にも入れる、これは一定の市場のシェアを考えてということ前提にすることがいいのかもしれませんが、ここは検討、見直すべき項目かなという気がいたしております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。もう既に他の構成員方の御発言と重なってしまう意見になってしまうんですが、私は無線の活用という点について少し意見を述べさせていただきます。

いわゆる目標として2027年度までに99.9%、利用がなかなか届かない世帯、5万世帯程度までとどめようという目標の下で動いているということですが、実際に今から5年程度の時間を視野に収めた中で、いわゆる限界集落といいますか、極度に不採算な地域というものの状況が、人口密度であるとか、あるいは無線を含めた技術の利用可能性という面において、どの程度確実なことが言えるのかということについて疑問を持っています。必ずそういうところも全てF T T H等でブロードバンド30M b p s というものを達成するという目標が本当に可能なのか。また、コスト的にそれが適切な目標と言えるのかといったことは、やはりこの流動的で不確実な状況を念頭に置いて、柔軟に見直していくということが必要であろうと思います。

本研究会で検討するこの制度は、見直しの規定というのものもあるものと思われるので、それが3年なり5年なりというタイムラインで、何らかの形で見直しをしつつ、最適な第二号基礎的電気通信役務の範囲というものの在り方についても、柔軟に見直し可能なようなフレームというものを立てていくことが必要ではないかと思います。これは、技術中立性ということにも通じることかと思えますし、そのような方向でぜひ御検討いただけるといいなと思います。

こういう極限的な不採算地域というものは、やはり結構曖昧な定義だと思うんですけども、これ、実際に今後費用とか交付金関係とか具体的な話を検討していく中で、もう少し議論されていくのかと思いますけれども、そもそもの考え方としては、そういう無線の活用ということも含めて、国民負担が過大にならないような在り方ということも同時に念頭に置いた検討が必要ではないかと考える次第です。

論点が重なって恐縮ですが、私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

相田主査代理、お願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。私も、FWAに関して、もう既に他の構成員方おっしゃられたのと重なる部分ございますけれども、第二号基礎的電気通信役務にどこまで含まれるのか、それと、どこを補填対象にするのかという微妙な違いはあるかと思えますけれども、やはりもう携帯のカバレッジはほぼ100%に達するという前提の下で、なおかつ、固定系のほうが安定性が高いからということで、それを基礎的電気通信役務補填対象にしようという流れになっているわけですが、既に携帯のカバレッジがある中で、FWAを特別扱いする価値があるのかどうか。それから、今後ということを見通しますと、

これはNTT東西がおっしゃったんでしたっけ、地上系ネットワークというようなことで地理的カバレッジ100%というようなものも、そう遠くないうちに出てくると思うわけですが、それがカバーしている上で、さらに別途FWAを基礎的電気通信役務にする意味があるのかどうか。そこら辺について十分検討する必要があるんじゃないかということで、CATV連盟のほうで御意見ございましたらぜひお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 春日です。最初に質問がありました林構成員のものと大分重なるんですけども、まずNTTに対して、3ページ目のところでNTTは卸役務を提供する事業者に対して義務を課すべきとおっしゃっているんですけども、これをやらないと何か実務的に困るようなところが生じるかどうかという点についてお聞かせください。先ほどの林構成員の論点は主に公平性のお話だったと思いますが、それを毎年やらないと実務上不具合が出てくるとか、約款の届出をしないと何か問題点が生じるというものがあれば、教えていただければと思います。

もう1点では、同じ論点に関する内容ですけども、ケーブル連盟の13ページの資料の2番目のところでは、ケーブル連盟の場合は、最初の段階では業務区域を提出すること自体には反対ではないと書いてあって、ただ後ほど簡素化できる部分は変更して欲しいとの要望だと思います。私の理解では、MSOを除いて業務範囲が限定されている事業者も多いので、町字単位で業務区域を届け出ることになっても、さほど業務量的には負担ではないのかなと思ったんですけども、その辺の感覚についても補足的に教えていただければと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。私からは、質問というわけではないのですが、これまでのところで、構成員方の御発言の中でちょっと1つだけ気になったことがありまして、その約款のところなんですけれども、支援は度合いによって約款規制、卸先のところでの約款規制を考えればいいのではないかというような御発言があったと思うのですが、

もし約款の規制をつくるということになるのであれば、全て御先事業者はそれに従うべきだというふうに私は思っています。構成員方の御発言の中にもありましたように、契約者が御なのか何なのか、接続なのかというところがよく分かってはいないんだというような発言もあったと思いますけれども、もしそうだとすれば、それはシェアが高かろうが何だかろうが対象とすべきということにはなるというふうに思います。

ただ、それを、毎年そういう規制が必要なかどうかということについては、やはりもうちょっときちんと全体のこの制度の仕組みの簡素化も含めて、きっちりと見ていくべきではないかなというふうには思っています。

それと、あと無線の利用は、ぜひ、どんどんその技術も変わっていくわけですし、決め付けしないで、新たに検討していくべきではないかというふうに思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

以上、様々御意見・御質問いただきましてありがとうございます。お願いが2点ございます。いただいているお時間が19時だということで、若干まず延びてしまうことをお許しいただきたいというのが1点です。

2点目なんですが、論点の2番目もございます。よって、本日のヒアリング対象の事業者様に、論点1、論点2と2回お答えいただくと、もうとうに時間が足りないということになりますので、もしお許しいただければ、今の段階で、論点2についても、御質問あるいは御意見賜った上で、まとめて事業者の方々に御対応いただければと思います。お時間の都合で足りない部分があれば、後ほど文書での御回答も併せて御検討いただくという形で、限られたお時間の中で恐縮ですけれども、進めさせていただければと思います。

それでは、論点2も併せて御質問あれば、現時点でいただいた上で、併せて事業者から御回答いただくということで進めさせていただきます。

構成員の方、誠に恐縮ですけれども、論点2について、論点2は事業者規律の在り方ということで、3点、「通信速度について」、「業務区域の変更・登録なりについて」、あと「不採算地域における計画について」ということでございますが、この点について、御意見なり御質問あれば、いただければ幸いに存じます。申し訳ございませんが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、三友構成員、お願いいたします。

【三友構成員】 ありがとうございます。三友です。私は、②の2に関係するところで

お話をさせていただきたいと思うんですけども、町字単位で毎回の確認というのは、恐らくかなりの手間だと私は思うんです。これを毎年やるとなれば、そのためのコストが事業者にもかかるし、当然ながら規制側にもかかるわけです。

かつて、公正報酬率規制からプライスカップが導入されてインセンティブ規制が導入されたように、何かしらインセンティブを持ちながら規制のコストを下げていくということを考えないと、恐らくこの制度を延々続けていくと、将来基金として発動する金額よりも規制のコストのほうが高くなるんじゃないかという、そういう危惧もあるわけです。それと同時に、こういうことをしていると、今回のこのユニバの対象となる、適格事業者になる事業者に関しては、必ずしもそうならなくてもいいという、完全な義務でないところもあるわけですので、むしろもうこの制度には乗らないよというようなところが出てくる可能性があると思うんです。

そういった指摘をした上で、1点、ケーブルテレビ連盟にお尋ねしたいのは、実際に事業者の皆さんにとって、こうした規制のための様々な書類の準備とか調査とかをしなきゃいけないとなると、かなりのコストになるとしたときに、この制度に乗らないよというような、そういう可能性というのが事業者の側から出てくる可能性があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。もちろん、補助を受けるというのは、それはそれでインセンティブになると思うんですけども、それに比べてコストが高過ぎるということがあり得るのかという、そういう点でございます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

相田主査代理、お願いします。

【相田主査代理】 相田です。私からは、上りの通信速度に関して申し上げさせていただきたいと思いますが、ユニバーサルサービスは国民不可欠のサービスということだとすると、上り30Mbpsという名目速度というのは必ずしも必要ないのかなというふうに思います。

ただ、逆にケーブルテレビ連盟の資料12ページというのを見させていただきますと、義務教育での遠隔教育というのは、コロナの進展に乗ってもうほとんど行われていないかと思えますけど、実は、本日午前中、私どもの大学の大学院入試をリモートでやっていたんですけども、リモートで通信する、会議等をやるというと、やっぱり上り下り2Mbpsくらいは必要で、かつ掛ける同時使用人数ということで、ちょっとやっぱり上り名目接

続1Mbpsというのはやっぱりちょっと受入れがたいかなということで、具体的な数値をどうするかというのは、十分また検討を深めるとして、実質的な意味としては、HFCのうちのDOCSIS以降というような線というのでしたらどうかなというふうに思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

林構成員、お願いします。

【林構成員】 林です。②の3ポツ目のところなんですけれども、これも、私はBB基盤研究会のときにラストリゾート事業者の責務として、官民協定による対応はどうかということを提案したことございます。すなわち、官民協定に基づいて提供を担保した事業者を対象に交付金による補填を行う仕組みを、例えば電気通信事業法なんか法定することが考えられるんじゃないかということを申し上げたんですけど、この点について、まだこれは議論深掘りされていないと思うんですけども、各事業者様のほうで御意見ございましたらお聞かせいただければと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。お手が挙がっている構成員の皆様方には、御発言をいただいたというふうに思っています。

それでは、事業者様において、本日のプレゼンターの方々に御回答いただければと思います。たくさん御質問をいただいていますので、全てお答えすることがこの場では難しいかもしれません。その場合は、書面で追加で御回答いただければ大変ありがたいと思いますので、主立ったところについて、ぜひ御回答賜ればと思っています。

プレゼンテーションの順番でお願いをできればと思います。まず、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、御説明のほう、御回答のほうをお願いできますでしょうか。

【東日本電信電話株式会社】 NTT東日本の井上でございます。私のほうで、春日構成員から御質問いただいた点と、最後に林構成員から御質問いただいた点について御回答申し上げたいと思います。

まず、春日構成員から御質問いただいたところです。当社のプレゼンテーションの3ページ目の4ポツ目のお話かと思うんですけども、ちょっと我々の書き方がよろしくなかったため誤解を生じさせていつてしまっているかもしれないんですけども、ここで書きたか

ったのは、設備設置事業者、例えば我々のような設備設置事業者が提供する、エンドユーザーに直接提供する役務だけではなくて、我々が卸先に提供する役務について、これについても支援の対象としていただく必要がございますよということを申し上げてございます。

卸先事業者へも規律を課すべきというふうな意見ではございませんので、そこは御理解いただきますようお願いいたします。

それから、最後、林構成員のところ、ラストリゾート、官民協定、これを提供担保というお話でしたけれども、我々、プレゼンで述べさせていただきましたとおり、条件が整い次第、速やかにサービス提供計画を公表するつもりでございますので、条件になっていてもなっていないでも公表するというふうな考え方に違いはないということで述べさせていただきます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、KDDI、主立ったところでの御回答をお願いできますでしょうか。

【KDDI株式会社】 KDDI、山本でございます。弊社に対する質問は、三友構成員からいただきましたFWAに対する弊社の見解を求められたというふうに認識しております。この件につきましては、弊社のプレゼン資料のスライドの10のほうでお示しをしているところでございます。こちらの1行目のところに書いてありますが、これは不採算地域、極限的な不採算地域において固定無線等、これをFWAと読んでいただければと思いますが、これを限定的、これは電話のときの例外的措置と全く同じ考え方ですけれども、限定的に活用することはあり得ると申し上げておりますので、これを決して否定しているわけではございませんので、ただ、これは、どんどんどんどん広げてしまうと、光ファイバーの整備が逆に進まなくなることもありますので、これは限定的に活用するというのがよろしいのではないのでしょうかというのが、弊社の考え方でございます。

あと、最後に林構成員のほうからお話のありました官民協定、特にこのラストリゾートに関する、これはコメントをいただいたところでございますが、先ほどNTT東西から提供計画のほうを公表されるとおっしゃられましたけれども、官民協定というのも1つの考え方ではありますが、繰り返し申し上げておりますとおり、NTT東西の、こういった条件不利地域における提供計画、これをNTT法の事業計画認可にかからしめるというのが、制度的担保としてはすごく大事なのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、ソフトバンク株式会社、主立ったところの御回答をいただけますでしょうか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクでございます。ちょっと別途、書面での御回答も差し上げるという前提で、主立ったところに御回答させていただきます。

まず、冒頭の林構成員からございました基礎的電気通信役務の考え方で、1階、2階というお話がございましたけれども、私どもの理解としましては、もともとこの1階、2階というところについては、ユニバーサルサービス制度の交付金制度が基礎的電気通信役務という考え方とセットで2002年に導入されたものと理解をしております。

そのときは、あくまで基礎的電気通信役務は、補填の対象ということをあくまで示す位置づけでしかなかったものと理解しております。それが、2004年のデタリフのときに、1階と2階というのが切り離されたところを、その切離しの際に完全に別物になっておらず、現状の運用としては、補填の必要性というの、役務等を考えたときに考慮にされているという理解しております。

その現れというのが、私どものプレゼンでいいますと、一つが8ページでございまして、何をユニバーサルサービスにするかというときに、電話の場合もそうなんですけれども、結局、条件不利地域で維持が困難になってきて補填が必要だということが、その検討の契機になっているというのが一つ。もう一つが、12ページ目も、その補填が不要になったものというのは、ここでは市内通話が基礎的電気通信役務の対象から除外されていると運用がなされておりますので、現行の事業法の条文上で、1階、2階というのが、現段階での断面で見ると、そのような状況になっているというのは理解はするんですけれども、運用においては、ここは一体として考える必要があるのではないかと考えております。

もう一つだけ、関口構成員からいただきました、弊社資料14ページの適格電気通信事業者に関する部分と、16ページに関する低廉性、利用可能性の部分について回答をこの場でさせていただきます。

14ページ目について、主語が異なっているというのは我々も理解をしております。基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の中において、この事業者にはAという規律をかける、この事業者にはAという規律をかけないという区別についてはできないという認識でおります。したがって、我々の考えとしては、規律をかけるに値する役務のみ基礎的電気通信役務とすべきだという意見でございまして、その意味で、少なくとも適格電気通信事業者が提供する役務というのは、交付金を受け取る立場である以上、もちろんこれは

当然ながら基礎的電気通信役務に含まれますし、もう一つ、この吹き出しに書いてあるところにつきましては、適格でなくとも、条件不利地域における事業者についてはこういった届出が必要で、この点については、KDDIの資料になりますけれども、KDDIの資料において6ページ目でございます。ここに、非常にクリアにまとめていただいているんですが、6ページ目の一番下のところに、「具体的には、利用者にとって選択肢がなく制度による特別な支援を受けて提供されるサービスの料金について、約款規制等の規律により利用者利益を確保」というふうに書いてございます。私どもの考えとしては、まさにここに書かれているとおりで、料金について、その水準について規制が必要なものというのが、届出が必要なサービスという見解でございます。

加えて申しますと、この考え方というのは、包括的検証のときにも私どもとして述べておりまして、包括的検証の最終の答申がでございます。こちらの21ページに、我々のその当時の説明を掲載いただいているんですけれども、こちらで私どもが述べたのが次の内容となります。一般の事業者であれば、赤字であれば料金を上げて対応するものの、NTT東西は固定電話のプライスキャップ規制があるため交付金で補填されていると理解。ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、プライスキャップ規制のない事業者における収入をどう捉えるべきかが課題ということで申し上げました。

すなわち、一般のサービスであれば、そこは競争で低廉性が期待できるものの、ユニバになった以上は、当然ながら、赤字になるからといって無尽蔵に料金を上げることができず、だからこそ、そういった地域においては料金規制が必要だという認識です。固定電話においてはプライスキャップがございまして、そこはクリアになっているんですけれども、ブロードバンドは当然プライスキャップがありませんので、その部分のセーフガードをどういうふうに捉えるかという意味で、約款届出によって料金の水準を見る必要があるのではないかと考えております。

16ページにおける低廉性というのは、確かに卸に関する低廉性という言葉と、もしかしたら意味は違えるのかもしれないんですけれども、競争地域におきましては、そういった意味で競争が働くことによって料金の高止まりというのが、基本的には防げると。すなわち約款届出をもって料金の規制をする必要がないということで、ここでは低廉性の確保が期待できると申し上げた次第です。

私からの説明は以上になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、日本ケーブルテレビ連盟、御質問は多岐にわたったんですけれども、主立ったところで、手短にいただけますでしょうか。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 主立ったところで御説明申し上げます。

まず、無線の安定性の確保はどうかというお話がありましたけれども、私ども島嶼部で行ったり、先ほど申し上げた市営住宅等でやったりしていますけれども、これは、普通のモバイルキャリアがやっているFWAとは全く違っていて、ラストワンマイルの部分だけその無線を使うと。そちらのほうが、やはり低コストでできるということで、専用線的にその無線を使うということをございますので、事実上、実質的に固定回線並みの信頼性の高いサービスが可能となっております。不特定多数の皆さんがぶら下がるモバイル回線とは全く別物というふうに考えていただけたらと思います。

具体的に申し上げますと、例えば島嶼部でやっているときも、最初十数年前に、どうしても市のほうから島嶼部でやってほしい、ブロードバンドやってほしいと言われたときに、計算しましたら、1軒1軒引き込んだ場合、1か月の利用料が1万円以上ぐらいになるということになりまして、これではいくら何でも駄目だろうということで、引込みの部分だけ無線を使うという、しかも専用回線のお客様のところをターゲットに無線を吹くという形でやることをメインにやりました結果、松山市内と同じ料金でインターネットを提供することができたと。

また、先ほどローカル5Gを使った市営住宅の例が出ておりましたけれども、ここの市営住宅はやはり建物が古くて、ブロードバンドというか、要するにネット回線が全く入っておらず、やっても電話のダイヤルアップとかADSLでしか使えなかった。お客様によっては、モバイルキャリアの、まさにモバイルで映画を見たりしていた。ところが、ぶつぶつ切れて、速度はあるはずなのにぶつぶつ切れていたというところに、私どもが、引き込み線代わりに5Gでお客様のところにサービスを提供したところ、全く途切れずに映画が見れるようになったというふうに変えていただいております。

そういった意味で、最後のラストワンマイルということでの無線利用というのは、キャリアがやられているモバイル回線とは全く別物、専用回線的な高品質のサービスができるということを御理解いただければと思います。

それから、町字単位の業務区域の届出につきましては、もちろん中小企業規模のCATVもありますので大変手間ではありますけれども、当然最後の部分を、不採算地域をやるということになりましたら、頑張ってお出しはと思いますけれども、やはり大変負

荷がかかります。例えば、田舎で町字の区域は大変大きゅうございます。ところが、集落の点在部分によって、必ずしも町字のやっている区域とやっていない区域、例えば道路を挟んで、こっちの手前側はやっているんだけど、向こう側は区域外になっていますとか、そういったところが結構いろんなところで点在していて、町字単位でびたっと全部やっていますというふうに必ず申し上げられないところがありまして、それを細かく全部分析して行って、何世帯あるかというのを全部見ていくというのは大変手間がかかりますので、何とか手間が軽減されるような方法を考えていただきたいというのが私どもの趣旨でございます。

その他のことにつきましては、また追って文書で出させていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ちょっとお時間過ぎてしまっているんですが、構成員の方々から、今の時点でどうしても伺いたいということがあればお知らせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。今御回答いただいている部分、後ほど、プレゼンしていただいた事業者の皆様方に書面にて回答はさせていただく予定ではおりますけれども、現時点で、この場でお伺いしたいということがあれば、ぜひお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

お時間超過してしまい、十分な意見交換が必ずしもできず申し訳ございません。事業者の皆様方には大変お手数おかけして恐縮ですけれども、構成員の方々の御質問なり御意見なりに、本日、口頭でしていただけなかった部分については、ぜひ御回答を事務局までいただければと思います。また、構成員の方々に、追加で御質問等ありましたら、これまた事務局にお知らせいただければと思います。

以上で、取りあえずお時間も過ぎてしまいましたので、意見交換のほうは終了とさせていただきます。事務局より今後の予定についてお知らせをいただければと思います。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。本日は、活発な御議論をいただきありがとうございました。

拝聴している中で、今後の御議論に当たって誤解を招くおそれがあるため、事務連絡の前に1点補足させていただきます。

ブロードバンドのユニバーサルサービス化につきましては、改正事業法が本年6月に公布されたところでございます。今回のワーキンググループの御議論というのは、まさにこ

の改正事業法の規定の趣旨にのっとり御議論していただきたいと思います。改正事業法の趣旨を申し上げますと、冒頭に林構成員からも御意見ございましたとおり、約款の届出等の基礎的電気通信役務の一般的な規律と交付金制度については、1階と2階の関係にあるため、分けて考える必要がございます。そういった点を踏まえますと、この基礎的電気通信役務の一般的な規律が不採算地域のみには適用されることはなく、また、交付金制度のためにこうした規律があるものではないということは、今後の議論をする前提として、皆様に御認識いただければと思います。

次に、事務連絡でございます。次回の会合につきましては、資料の2-1に記載させていただいたとおり、一般支援区域と特別支援区域の指定の在り方と、交付金・負担金算定の在り方等についてヒアリングを行う予定でございます。日程は9月5日を予定しており、詳細につきましては、事務局から別途連絡させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

本日は、お時間超過してしまって申し訳ございません。また、本日プレゼンテーションいただきました4者の方々におかれましては、大変丁寧に御説明いただき、また、御対応もいただき感謝を申し上げます。書面での回答を引き続きお願いすることとなり恐縮ですが、ぜひ引き続きよろしくお願いできればと思います。

以上でございます。本日も遅い時間まで活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

以上